

令和5年度 第1回

第42回

丹波市水道事業運営審議会

議 事 録

令和5年8月31日（木）
春日住民センター 大会議室

- 1 開会日時 令和5年8月31日(木) 午後3時00分 開 会
- 2 開催場所 春日住民センター 大会議室
- 3 出席者 (委 員)
- | | | |
|-------------|---|-------------|
| 足 立 勝 孝 委 員 | 、 | 十 倉 善 隆 委 員 |
| 若 林 義 之 委 員 | 、 | 青 木 修 委 員 |
| 内 堀 恭 子 委 員 | 、 | 中 道 知代子 委 員 |
| 蘆 田 朝 子 委 員 | 、 | 荻 野 隆太郎 委 員 |
| 國 光 はるみ 委 員 | 、 | 吉 見 温 美 委 員 |
- 委員 10 名出席
- 4 欠席者 (委 員)
- | | | |
|-------------|---|-------------|
| 小 川 延 幸 委 員 | 、 | 山 川 茂 則 委 員 |
|-------------|---|-------------|
- 委員 2 名欠席
- 5 事務局 内堀 日出男 上下水道部長 、木村 成志 経営管理課長
服部 昇 水道課長 、森津 和之 水道副課長兼工務係長
間島 智恵 経営管理課水道経理係長
池上 大樹 水道課施設係長 、藤田 由美子 経営管理課主査
安達 順央 経営管理課主事

6 会議に付した議題及び案件とその内容

- | | |
|------|-----------------------|
| 次第1 | 開 会 |
| 次第2 | 委嘱書交付 |
| 次第3 | 部長あいさつ |
| 次第4 | 委員紹介 |
| 次第5 | 正副会長の選出 |
| 次第6 | 会長あいさつ |
| 次第7 | 資格審査報告 |
| 次第8 | 議事録署名人選出 |
| 次第9 | 報告事項 「令和4年度決算概要について」 |
| 次第10 | 協議事項 「運営審議会の組織運営について」 |
| 次第11 | そ の 他 |
| 次第12 | 閉 会 |

7 議事の経過

1 開 会

(事務局)

皆様、大変お待たせいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第42回丹波市水道事業運営審議会を開催いたします。

本日、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。下水道の運営審議会にも参加いただきました委員の皆様には引き続きお世話になりますが、よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本審議会の設置について説明させていただきます。

本審議会につきましては、丹波市水道事業給水条例第40条に基づき、市長の諮問機関として設置することになっております。委員の皆様の任期は、令和5年7月22日から2年間で、第10期目の委員となられます。この後、会長と副会長を委員の中から選任いただき、会長の進行にて会を進めていただきます。会長が決まるまでの司会・進行は事務局で努めさせていただきます。

2 委嘱書交付

(事務局)

本来でありましたら、委員の皆様お一人お一人に委嘱書をお渡しするのが本意ではございますが、時間の都合上、委員を代表しまして足立委員へ上下水道部長から委嘱書の交付をさせていただきます。

足立委員におかれましては、正面の方にお進みください。

— 委嘱書交付 —

足立委員以外の皆様の委嘱書につきましては、お手元にお配りしております。よろしくお願いいたします。

3 部長あいさつ

(部長)

上下水道部長の内堀と申します。下水道事業運営審議会から引き続きご出席の委員の皆様方には、再びお世話になりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、丹波市の水道事業運営審議会にご出席いただきありがとうございます。先程の説明のとおり、第 10 期の委員として 2 年間皆様方にはお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、下水道事業では統廃合について現在進めている状況をご説明いたしましたが、水道事業の施設については、一定の統廃合が完了しているというのが現在の状況でございます。今後は施設の老朽化が進んでおりますので、それに伴う維持管理を行っていくことと、水道管が古くなり老朽が進んでおりますので、老朽している管路の更新を計画的に行っている、それが今の現状でございます。特に水道管路につきましては、老朽化により各所で漏水が起こっているのが現状でございますので、有収率の低下につながっており、この辺については改善を要するところで計画的に進めているというところになります。

決算につきましては、後程詳しく説明をさせていただきますが、今年度は 1 億 4 千万円の純損失となっており、赤字決算になっております。赤字経営は 5 期連続で、水道事業は非常に苦しい状況であります。これらの課題を抱える中、使用者である皆様方のご意見を聴きながら、それを真摯に受け止めて取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご意見を賜りたく思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。

4 委員紹介

(事務局)

続きまして、4 の委員紹介に参ります。

今回、委員としてお世話になります皆様を名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

(省 略)

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(省 略)

5 正副会長の選出

(事務局)

丹波市水道事業給水条例第 41 条第 3 項の規定において、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めとなっております。

これまでは、選考委員による選考をいただいておりますが、例年どおりの方法でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

ありがとうございます。

それでは、選考委員として、十倉委員、若林委員、内堀委員、中道委員の4名の皆様にお世話になりたいと思います。選考委員の皆様には、別室を用意しておりますので、選考をお願いします。

他の委員の皆様は、会長と副会長が選出されるまで、休憩とさせていただきます。

— 委員選出 —

(委員)

失礼します。ただいま選考委員会を開きまして、決定いたしましたのでお知らせいたします。会長は山川茂則様に決定いたしました。山川様は本日ご欠席ですが了承いただいております。副会長は荻野隆太郎様にお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、本日会長ご欠席のため、副会長の荻野隆太郎様、正面のお席に移っていただきますようお願いいたします。

6 会長あいさつ

(事務局)

会長・副会長を代表しまして副会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(副会長)

この度副会長として就任させていただきました、荻野隆太郎でございます。よろしくお願いいたします。本日山川会長がご欠席ということで、私が司会進行をさせていただきます。

7 資格審査報告

(副会長)

次第に沿いまして、7番資格審査報告。定足数の確認ですが事務局からお願いします。

(事務局)

ご報告させていただきます。本審議会の委員数は12名でございます。

水道事業給水条例第43条第2項の規定によりますと、「委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない」とあります。本日、ご出席の委員様は、10名でございます。よって、審議会が成立することをご報告いたします。

8 議事録署名人の選出

(副会長)

8番目の議事録署名人の選出に移ります。

今回の議事録の内容をご確認いただくため、議事録署名人を私から指名させていただきます。

それでは、青木委員、蘆田委員にお願いしたいと思います。

後日、事務局より本日の審議会の議事録が作成されましたら、内容をご確認のうえご署名をお願いいたします。

9 報告事項

(副会長)

報告事項に移ります。

報告第1号「令和4年度決算概要について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

失礼します。それでは、令和4年度決算概要についてご説明させていただきます。

— 「令和4年度水道事業決算状況」により説明（省略） —

(副会長)

ただいま説明がありました「令和4年度決算概要」について、何かご意見・ご質問等を受けたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員)

人口は減っているが、戸数は増えているのですよね。これは水道料金の収入から言うとダメな方向なのですか。

丹波市は人口的には減っていき、戸数的にはずっと増えている状況が続いています。これからマイナスの方向にずっと続いていくという考えを持っておかないといけないということですか。

(事務局)

水道の収益そのものが、実際はそうはならないですけど、本来は水道料金ですべての事業をまかないたいところです。その水道の料金というものは、皆さんが使ってもらった水道料金としてお金をもらっている。人口が減少するとすれば、当然その分水道使用量が減っていくので、水道料金に反映するものが少なくなり、収入減に陥るということで、望ましい方向では決してないです。

戸数はあまり関係ありません。加入金の減とかという話にはなるのですけど。戸数よりもどちらかというと使用量がどうかというところを考えていただければ。

(委員)

4ページの一番下の方です。特別損失が令和3年度は170万8千円、令和4年度は1,105万8千円まで増えているのはなにか要因があるのですか。あと、特別損失がどういうものなのか理解できない名前なので教えていただければと思います。

(事務局)

特別損失の内容としましては、水道料金の漏水軽減の際、年度毎に行っていくのですが、その中で、令和4年度になってから令和3年度分のものを軽減した場合には、過年度損益修正損というものがございます。毎年出てくるものではありませんが、そういったものも特別損失の中にあります。

それ以外にもその他特別損失としまして、令和5年1月寒波の時に、但馬・丹波地域の市町から応援給水に来ていただきました。その際の応援給水活動費というものも特別損失として計上させていただいております。あとは減損損失としまして、過年度に計上させていただきました科目訂正分も特別損失として計上させていただいております。以上でございます。

(委員)

水道料金の基本料金免除という形で説明されたのですが、それは特別損失では上がってこないということですか。これは給水収益が減ったという扱いなのですか。

(事務局)

基本料金分は給水収益としては入ってこないのですが、一般会計の方からコロナ交付金を財源として繰出金としていただいておりますので、その相当分は別で入ってきているという内容でございます。

(委員)

そしたら基本料金は丹波市でどのくらいの額になりましたか。

(事務局)

大体1億7千万円、ひと月約4千万円が免除対象としており、4か月間行いましたので、だいたいそれくらいになります。

(委員)

これだけ赤字が続いて、有収率が8割を切っていますけども、そういった将来が危うい経営の中で、水道料金をまず最初に物価高騰などの対策として、水道料金の基本料金の免除されたというのは、どういうことなのか。なぜ、水道料金の基本料金免除がやりだまにあがったのですか。

(事務局)

いろんな料金とか税とか、市民の皆さんから広くいただいているものがあるのですが、水道加入されてない方もおられますが、水道料金というのが大体どの家庭も幅広く負担している。これがもし、下水道の方になりますと浄化槽の方は基本料金免除してもその恩恵に預かれないということになります。水道になりますと、広く浅くですけど4か月間で基本料金免除額が5千円分くらいになりますが、確実に皆さんの口座に5千円分を引き落とさずに残すことができるということで、水道料金が一番平等というか、恩恵がありますのであげられたということです。

(委員)

有収率というのは大体どのくらいが目途ですか。

(事務局)

計画としては85%以上というのが本来は求めたいところですが、ご覧の通り10%ほど低いです。

(委員)

ずっと低いのは漏水が影響していると思いますけど、それが原因ですか。

(事務局)

単純に作った水が水道の蛇口から出てる量の差なので、2割ちょっとは地中に吸わせているという状況でございますので、水道管がどこかで穴が開いて漏れているというのが基本的な考え方です。

(委員)

消火栓の水はこの有収率に入ってくるのですか。

(事務局)

料金としてもらうことはできませんが、一般会計の方から別に計算して補填されています。

(事務局)

補足ですが、水道事業費に対して減免措置を行うというのは、そもそも国策なので、その分の充当財源があるので、充当されているお金を利用して減免措置を取りましょうというような施策です。

(委員)

その分も一般財源からの繰入で補填されるのですか。

(事務局)

国を通して一般財源に入り、一般財源から水道会計に流れ込むという流れになっております。水道会計としては、痛手はなかったです。国の施策が止まれば、終わるというものです。

(委員)

水道料金を未納されている方は、結構あるのですか。赤字の時にそのお金を集金するというのはやっておられるんですか。

(事務局)

未収金は回収すべきということで、努力はさせていただいております。督促を行ったり、実際に電話をかけたり、お邪魔したりさせてもらっています。

(事務局)

令和4年度の未納金額ですが、不納欠損前で大体5千7百万円、収納率が95.84%と、90%以上にはなっていますが、未納としましては大体5千7百万円を計上しております。

(委員)

100%の自治体はないと思いますけど、金額が大きいのでそのあたりも進めていってほしい。

(事務局)

補足ですけど、未納者に対しては督促をするのですが、もし入らなかった場合は給水停止という措置がございます。税金などはそのままということもあるかもしれませんが、水道の場合は止めるため、生活に影響がありますので、基本的に回収は良いほうではあります。それでもなお、数%が入らないというのは、どちらかという原因は居所不明といいまして、住所を置かれずに、水道を開栓して、使ってどっか行ってしまい、行先もこちらでつかめない。正式なルートで住所が動いてきていけば、それは追っかけるのですが、それをされない場合は追っかけもできないのが現状であります。その辺の回収はしづらいというのが課題としてあります。

(委員)

下水道の運営審議会の時も聞かせてもらいましたが、その時の未収は3千万だけど、実際は1千万だという話でした。それと一緒に料金徴収入りますよね。それでしたら、割合は水道料金と下水道料金そんなに変わらないのではないのですか。

(事務局)

水道料金と下水道使用料は、同じようにいただいているのですが、下水道というのは強制時効になります。税金と同じで、5年間経つと強制的に消えてしまいます。水道の方は私債権のため、ずっと債権として残ってしまいます。なので、本来なら割合としては同じくらい残らないといけないのですが、水道の方が古いのが残っているんで、未納が多く残ってしまいます。先ほど部長が申し上げましたとおり、給水停止は厳しくやっておりますので、何か月か未納が溜まりますと、現使用者に対しては厳しく給水停止をとっております。ただ、アパートなどで住民票を移さず入ってきていつの間にかいなくなってというパターンは多いです。そういう方はなかなか後を追っかけていくことができないということがあります。

(委員)

3ページが一番上なのですが、給水単価と給水原価が出ています。令和3年度から令和4年度で、231.94から251.21に上がっていますが、大きな原因は何ですか。

(事務局)

電気代が2割ほど上がったため、その影響が大きいですね。

(事務局)

下水道の方は繰入金の手厚いので、このあたりは補填できるのですが、水道事業会計においては料金で回収することになっておりますので、電気代が一気に上がってしまいますと、赤字も増えるということになります。

(委員)

滞納もずっと続いていますけど、債権放棄はないですね。

(事務局)

債権放棄は、自己破産など特殊な場合はすることができるのですが、大体的場合は債権として残ってしまいます。

(委員)

丹波市から出ていった方を追うのは大変ですけど、それでも債権は残っていて督促はされているということですか。

(事務局)

そうですね。一口未納と言いまして、数千円の未納となりますと、何回もしていると原価割れしてしまいますが、そこそこの金額がある人でも、どこにいるのか分からないこともあるため、対応が困難となっています。

料金の回収は、お客様センターに委託して回収してもらっています。ただ、回収が困難な滞納者に関しましては我々が対応し、できるだけ早期に解決しようとしています。

(委員)

お客様センター業務は、フジ地中情報という会社に委託していますが、今のところ応募者はフジ地中情報だけですか。

(事務局)

前回の契約相手としましては、競争相手はいなかったです。

(委員)

私も競争相手がないということは重々分かっているのですが、市民から見たら一社だけに頼っているという危うい感じがします。他の会社にもこの競争入札に入ってもらえないかなということで、お声掛けとかはされているのですか。

(事務局)

現状フジ地中情報もかなり厳しい枠になっております。我々の方も悪質債権に関しまして、その分が回収できれば赤字はすぐ減りますので、悪質といわれる滞納者にはこれからも厳しく対応していくつもりです。

(副会長)

ありがとうございました。

では皆さんから意見をいただきましたので、この議題についてはこれで終わらせていただきます。

10 協議事項

(副会長)

次に協議事項に移ります。運営審議会の組織運営について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

お手元の資料はカラー刷りの資料です。水道運営審議会と下水道運営審議会を統合してこうとする議題でございます。昨年度も議題としてこの案を提案させていただきましたが、ブラッシュアップして提案させていただきたいと思います。

まず統合スケジュールですが、現在の水道事業運営審議会の委員の皆様は、令和5年7月から令和7年7月までが任期となっております。下水道事業運営審議会は、令和4年11月から令和6年10月までを任期としておりまして、任期の終了時期にずれが生じております。統合していくとなると、どちらかの任期終了時に合わせるか、どちらの会も任期の途中で一旦切らせてもらって、新しい組織へと移行する方法のいずれかになるということです。昨年の審議会のご意見としては、だいたい、自治会長会さん、消費者協議会さんとも、4月に改選が行われ総会が開催されて、委員さんの選考依頼をかけた時に落ち着くのが4月から6月くらいだということをお聞きしております。たくさんの会議をお持ちで、どこに皆さんの役割を当てはめていくかということで、時間がかかると聞いております。

そんなこともあって、令和6年8月を目標として、新しい組織を作ってはどうかと事務局では考えております。そして統合した組織を『上下水道事業運営審議会』として集約を考えております。

では、ページをめくっていただいて、どういうことをしていくかということですが、概要案としております。

名称は、今申し上げましたとおり『上下水道事業運営審議会』で、所掌事務は上下水道事業の運営に関する事項、委員構成は12人以内で、識見を有する者、使用者を代表する者、公募による市民という3区分から選出をするということで考えています。昨年は15人で提案させていただきましたが、皆さんお忙しい方ばかりですし、自治会長さんであっても、消費者協議会さんであっても、いろいろな会議に出ないといけないというご意見もお聞きしたりしますので、12人まで減らしていきたいということで提案をさせていただきます。任期としては今までどおり、2年ということで再任は可ということです。

次のページ、所掌事務ですけれども、まず上下水道料金に関することです。これは料金改定をする時に、審議をお願いすることになるかと思います。

次に水道加入金。新たに水道に加入する時に、お支払いいただくお金です。それから、同じく下水道受益者負担金、分担金、新しく接続する時にかかるお金、こういったことを審議していただきます。

それと、水道ビジョン、下水道中期ビジョンにつきまして、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。管路の更新計画や、下水道ですと処理施設の統廃合計画など、そういったこともご意見を伺うことになろうかと思います。もう1ページめくっていただきまして、現在の両審議会の委員構成を申し上げます。

水道事業は、20人とたくさんの委員数となっておりますけれども、実際は12人で活動していただいております。

そして、次のページです。今度の上下水道事業運営審議会の構成について、大学教授、弁護士や公認会計士などの識見を有する者への委嘱を検討しています。先ほどの決算資料でも非常に複雑で専門的でありまして、なかなか一般の方に馴染みがありません。そういったところで識見を有する方に入っていただければ、皆様にもわかりやすく理解できるようにしていただけたと思います。また使用者を代表する方ということで、自治会長会から3名の方、消費者協議会から3名、あとは公募による市民ということで、上下水道事業に関心がある方が3名ほど入っていただければと思っています。

必要に応じて、特に使用料の改定に関わる場所は、使用者を代表するものとなりますと、たくさんの企業等もあり、商工業者の方も使われますので、使用者として商工会や工業会の代表もその時の議題に応じて入ってはどうかと考えております。以上でございます。

(副会長)

ただいま説明がありました「運営審議会の組織運営」についてご意見や質問等ありますでしょうか。

(委員)

委員を選ぶときに消費者協議会から3名選ぶことになりますけど、青垣地域は下水道がないのですよね。ですから、上下水道の審議会になるのですが、青垣の方はどうなるのですか。

(事務局)

前回も同じ意見がありました。直接の下水道使用者にはならないかもしれませんが、例えばトイレ行ったときは手洗ったりして下水道を使われたり、幅広い意味で使用者と考えていただければいいのではないかなと思います。あと決算状況などの数字的なものも浄化槽だから下水道だから、見るとか見ないとかいうわけではないと思います。その時の話題とか、協議事項というのが偏るということもないと思いますので、直接的な使用者ではないですけど、意見は自由に言っていただければと思います。

(委員)

役員で会議をしてどういう風に委員を選出したらよいか考えてみます。

(副会長)

他にご意見ご質問はございませんでしょうか。それでは、運営審議会の組織運営について、事務局からの提案の通りとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

11 その他

(副会長)

事務局からなにかございますか。

(事務局)

先ほど下水道審議会でも行いましたが、小学生を対象にした出前講座を毎年しております。水道の方も出前講座の内容を紹介させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

失礼します。それでは、出前講座の内容を一部抜粋してご説明させていただきます。

— 「出前講座」について説明（省略） —

(副会長)

ありがとうございました。ただ今説明のありました出前講座について、なにかご意見・ご質問を受けたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

(副会長)

これで一通り終わりましたが、全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(委員)

今の水道管理者というのはだれになっていますか。

(事務局)
市長です。

(委員)
それともう一つ、水道技術管理者について、何人が資格を持っておられますか。

(事務局)
はい。水道課の方で有資格者を有しております。

(委員)
わかりました。ありがとうございます。
出前講座にもありましたけど、他の市町村で施設の管理ということで、今は管路とか業務の仕事とかいろいろされてますけど、その施設の管理は今どういうふうにされていますか。

(事務局)
委託しており、24 時間監視体制になっております。

(委員)
それを委託ばかりではなく、ある程度職員がやる。水質管理に関してもある程度職員が分かっておかないといけない。なにか大きな問題が起きたら、行政の問題になってきますので、その辺の現状を通してやってもらえたらありがたいです。

(副会長)
それでは他に無ければ、本日の審議会はこれをもちまして終了といたします。

(午後 4 時 3 0 分閉会)